

【写】

令和4年10月31日

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也 殿

石川地方最低賃金審議会
石川県百貨店,総合スーパー最低賃金
専門部会
部会長 中村 雅代

石川県百貨店,総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月30日、石川地方最低賃金審議会において付託された標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

木村 弘

高見 俊也

中村 雅代

(労働者代表委員)

大塚 佳代

大矢 徹

酒井 努

(使用者代表委員)

石野 弘幸

橋本 政人

馬替 岳治

石川県百貨店,総合スーパー最低賃金

- 1 適用する地域
石川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
百貨店,総合スーパー
に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が に掲げる産業
に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
18歳未満又は65歳以上の者
雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間915円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年12月31日